



## 2. 課題と取組の方向性

### 住民への意識調査等でわかった課題

- ◆ 水環境の保全や浄化槽の維持管理に対する理解が不足
- ◆ 維持管理の実施の義務に対する理解が不足
- ◆ 県・市町のHPは分かりづらい。県・市町の広報よりも関係事業者の説明で知っている。
- ◆ 関係事業者からの説明では、自らの業務以外の維持管理の説明が不十分
- ◆ 関係者の説明がばらばら 等



### 取組の方向性

維持管理に関する住民の理解促進に向けた説明や普及啓発

3

## 3. 啓発活動の取組の方針

住民の浄化槽に対する理解を深めるためには... **啓発活動の充実** が重要

### ○啓発素材の改良

- ・わかりやすい
- ・見やすい
- ・維持管理の内容を網羅したもの

### ○関係者で連携した啓発を実施

- ・行政と関係事業者との連携
- ・共通の内容で説明
- ・共通の啓発素材の活用



### 取組方針

- ①わかりやすく見やすい広報素材の作成
- ②関係者による共通した説明の実施 → 事業者説明会

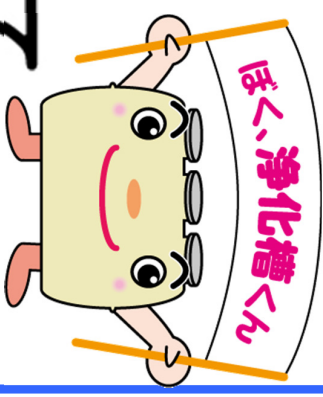
4

## 4. 啓発活動の見える化

啓発素材を活用した取組が一連のものと認識されるような**共通点**をつくる

統一感を持たせる  
キャッチフレーズとキャラクターを設定

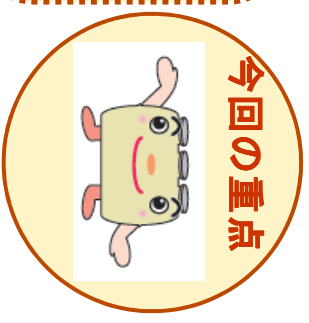
浄化槽は  
きちんと使って  
きれいな水に



5

## 4. 住民への啓発事項

- ①水環境保全の大切さ
- ②維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の内容と実施
- ③市町への浄化槽設置等の届出，報告の手続き
- ④浄化槽の正しい使用
- ⑤法定検査結果が不適正の場合の必要な改善等の対応



- ⑥単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い（水環境への影響），合併処理浄化槽への転換 等



サブキャッチフレーズを設定

6



～維持管理の3つの約束～

浄化槽を使用される皆様には、

「保守点検」  
「清掃」  
「法定検査」  
の約束があります。

## 5. 啓発素材を活用した関係者の協力による啓発活動

○キャラクター 浄化槽くん



○キヤッチフリーズ 「浄化槽は きちんと使って きれいな水に」  
(○サワキヤッチフリーズ ～維持管理の3つの約束～ 浄化槽を使用される皆様には、「保守点検」「清掃」「法定検査」の約束があります。)

○ 関係者の協力した啓発活動を印象付け

- ・ポスター ⇒ 関係事業者・県・市町の庁舎等に啓示
- ・ステッカー ⇒ 関係事業者・県・市町の業務車両に貼付け
- ・懸垂幕 ⇒ 県庁舎に掲示

○ 関係者の協力した維持管理の説明

- ・チラシ ⇒ 主に**工事業者**からの説明に活用
- ・リーフレット ⇒ 主に**保守点検・清掃業者**からの説明に活用
- ・ハンドブック ⇒ 市町からの説明資料

浄化槽管理者の理解





### ○浄化槽の機能と維持管理の役割○

#### ＜浄化槽の機能＞

微生物という生き物の力で汚れを分解し、水をきれいにする。

#### ＜維持管理の役割＞

- ・ 微生物のはたらきやすい環境を整える。
- ・ 微生物のはたらきを保つ。

維持管理は  
浄化槽を使用する  
上で必要不可欠  
ということを伝えて  
ください。

3つの約束を  
守ってください



浄化槽は、たくさんの微生物のはたらきによって、水をキレイにしています。  
微生物のはたらきやすい環境を整えるために、維持管理の3つの約束が必要です。

## 浄化槽は生きものです

浄化槽がしっかり働けるようきちんと管理しましょう。

浄化槽がしっかり働けないと、汚れたままの水を川や海に流してしまうことになります。  
そのため、浄化槽を使用される方には、浄化槽法により定期的な維持管理が義務づけられています。

### ○浄化槽を使う上でのルール○

- ・ 浄化槽は、微生物という生き物の力を利用した汚水処理設備
- ・ 維持管理は、微生物のはたらきを保つために重要

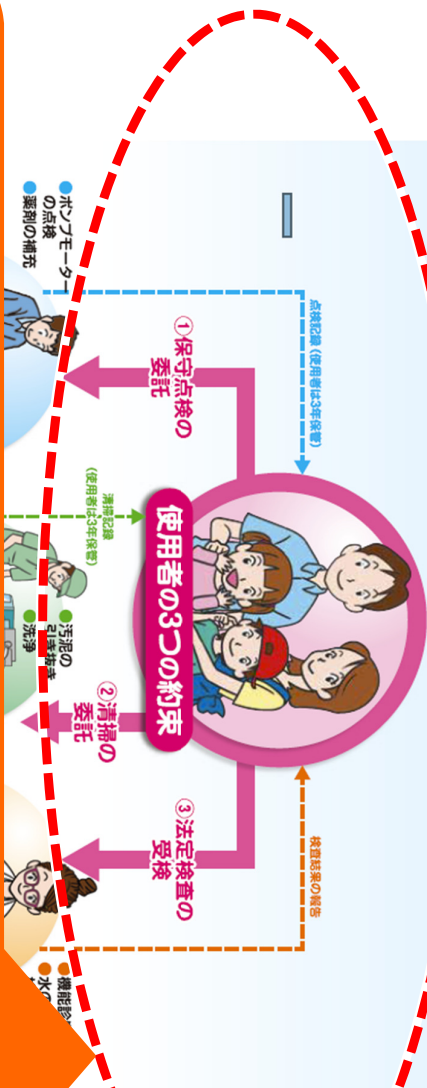
浄化槽法で維持管理が義務付けられており、

浄化槽を使う者のルールであることを伝えてください。

## チラシ（裏面）②

### ～使用者のルール～

そのため、浄化槽を「利用」する方には、浄化槽法により定期的な維持管理が義務づけられています。



### ○使用者の3つの約束○

- ①保守点検の委託
  - ②清掃の委託
  - ③法定検査の受検
- を必ず実施しなければならないことを伝えてください。

- ・浄化槽は微生物を活用した設備で維持管理には専門知識や技能、機材が必要となるため、維持管理は専門の業者へ委託し、法定検査は指定機関で受検しましょう。
- ・委託や受検の手続きは、それぞれ使用者が行うこととなります。

## チラシ（裏面）③

### ～保守点検について～



### ○保守点検の業務○

- ・**浄化槽のメンテナンス**  
浄化槽の状態に応じて、モーターやポンプなどの付属機器を調整、修理する。
- ・**消毒剤の補充**  
処理した水を排出する前に水を消毒をする槽があり、環境衛生の確保のために消毒剤の確認はかかせない。

### ○回数○

年3回以上  
※浄化槽の規模や種類によって異なる。

### ○委託について○

県または政令市（広島市、呉市、福山市）で登録を受けた業者にししか委託できない。



## チラシ（裏面）④

～清掃について～



### ○清掃の業務○

・**汚泥の引き抜き**  
汚れを分解した後には泥状の汚泥が生じ、これが浄化槽内に溜まりすぎると浄化槽の機能低下や悪臭の原因となるため、定期的に引き抜く。

・**破損の確認**

汚泥を引き抜く際にしか浄化槽内の全体を見られないため、清掃時に破損等を確認する。

### ○回数○

年1回以上

※全ぱっ気方式は年2階以上です。

### ○委託について○

市町長の許可を受けた業者にしか委託できない。

### 清掃とは？

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器類の洗浄のことです。年1回以上実施しなければなりません。市町長の許可を受けた業者に委託してください。

健康診断です！

## チラシ（裏面）⑤

～法定検査について～

### ○法定検査○

- ・**設置後の水質検査(7条検査)**  
浄化槽を設置して使い始めた年に受ける。浄化槽が適正に施工され機能しているか確認する検査
- ・**定期的な水質検査(11条検査)**  
7条検査の1年後から毎年受ける。保守点検や清掃が適正に行われて、浄化槽の機能が保たれているか確認する検査

### ○回数○

年1回

### ○検査の手続き○

県知事の指定した検査機関に申し込む。  
(公社) 広島県環境保全センター  
(公社) 広島県浄化槽維持管理協会



### 法定検査とは？

①設置後の水質検査(7条検査)  
設置された浄化槽が、適正に施工され、機能しているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めて3ヵ月を経過した日から5ヵ月間

②定期的な水質検査(11条検査)  
保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。毎年1回受けなければなりません。

法定検査は県知事が指定した次の検査機関に申込みしてください。

- 公益社団法人 広島県環境保全センター  
〒750-0001 広島市安佐南区大塚西4丁目2番28号 ☎082-849-6411
- 公益社団法人 広島県浄化槽維持管理協会  
広島市 安東平塚町3番28号 ☎082-546-2168

**保守点検・清掃 = 浄化槽の日常の健康管理**



**相談窓口** 使い始める時や使用をやめる時、使用者（世帯主）が変わる時は、手続きが必要です。詳しくはお住まいの地域の市役所又は町役場へお問い合わせください。

【広島市】環境整備課 ☎082-504-2223	【呉市】環境整備課 ☎0823-25-3551	【竹原市】環境保全課 ☎082-22-2279
【三原市】生活環境課 ☎0848-67-6168	【尾道市】環境整備課 ☎0834-62-6136	【福山市】環境保全課 ☎084-928-1072
【府中市】環境整備課 ☎0847-43-9222	【三次市】環境整備課 ☎0824-62-6136	【庄原市】下水道課 ☎0824-73-1175
【大竹市】環境整備課 ☎0827-59-2154	【東広島市】環境整備課 ☎0820-0928	【廿日市市】廃棄物対策課 ☎0829-30-9133

**○ 市役所・町役場で行う手続き ○**

浄化槽使用者は、届出等の事務手続きをあまり知らないことが多いので、次のような手続きが必要なことを伝えてください。

※詳細は、記載してある各市町の窓口にお問い合わせもらってください。

- ・**設置届** … 浄化槽を設置するときに提出するもの
- ・**使用開始報告書** … 浄化槽を設置後、浄化槽を使い始めたときに提出するもの
- ・**管理者変更報告書** … 浄化槽管理者（家主、世帯主）に変更があったときに提出するもの
- ・**廃止届** … 使用をやめたときに提出するもの

## 7. 啓発素材②

### リーフレット

浄化槽の維持管理のリーフレット



浄化槽の維持管理

### 第2段階の啓発素材

<伝えたい点>

- ①維持管理は「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つ
  - ②専門業者または検査機関にそれぞれ自分で頼むこと
- +
- ③浄化槽の使用上の注意点
  - ④浄化槽のしくみ

【保守点検】  
 保守点検業者  
 〒750-0001 広島県広島市東区東本町1-1-1  
 電話 082-271-1004  
 広島市東区東本町1-1-1  
 082-271-1004

【法定検査】  
 法定検査機関  
 〒750-0001 広島県広島市東区東本町1-1-1  
 電話 082-271-1004  
 広島市東区東本町1-1-1  
 082-271-1004

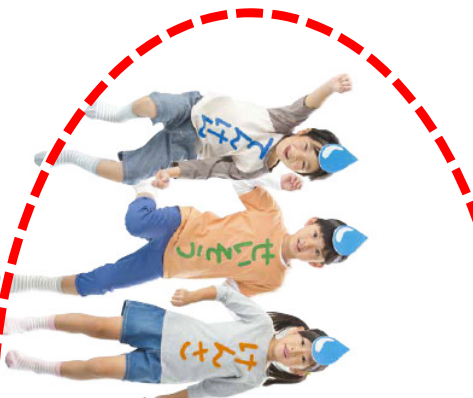
【清掃】  
 清掃業者  
 〒750-0001 広島県広島市東区東本町1-1-1  
 電話 082-271-1004  
 広島市東区東本町1-1-1  
 082-271-1004

【浄化槽のしくみ】  
 浄化槽のしくみ  
 〒750-0001 広島県広島市東区東本町1-1-1  
 電話 082-271-1004  
 広島市東区東本町1-1-1  
 082-271-1004

浄化槽のしくみ  
 〒750-0001 広島県広島市東区東本町1-1-1  
 電話 082-271-1004  
 広島市東区東本町1-1-1  
 082-271-1004

浄化槽のしくみ  
 〒750-0001 広島県広島市東区東本町1-1-1  
 電話 082-271-1004  
 広島市東区東本町1-1-1  
 082-271-1004

### リーフレット (1ページ目)



浄化槽は  
 きちんと使って  
 きれいな水に

<維持管理の3つの約束>

浄化槽を使用される皆様には、「保守点検」「清掃」「法定検査」の約束があります。きれいな水を川や海に流すため、維持管理を行いましょ。

**使用上の注意**

**送風機の電源は絶対に切らなさい。**  
送風機が止まると、臭いの発生や水質悪化の原因になります。故障したらずぐ修理や交換をしてください。

**台所から油分や食べ物を流さないでください。**  
特に油分は微生物の増殖が速いので、排出時にしみて腐らせておくと、汚利用します。

**排水が集中しないように心がけてください。**  
排水は、お風呂、洗面所、トイレ、キッチンなど、一度に大量の水を流すと、水質が悪化し、臭い、水質が安定しなくなります。

**水に濡れないものは流さないでください。**  
紙類や、清掃時期が来る原因となります。

**強く洗い流すのは、少し控えてください。**  
漂白剤などを一緒に流すと臭いの発生や、水質悪化の原因になります。臭いの発生は、水質悪化の原因になります。臭いの発生は、水質悪化の原因になります。

**正しく使ってください。維持管理してね!**  
早く、浄化槽くん

**○3つの維持管理○**  
 視覚的に「3つ」を認識してもらうため、3人のこどもを活用

**○使用上の注意○**  
 浄化槽を使っていく上で日頃から気を付けること









## 8. その他の啓発素材

### ポスター

- サイズ/A2
- 仕様/片面4色
- 用途/県, 市町関係事業者等の施設の掲出



浄化槽は、たぐの微生物のはたらきによって、水をキレイにしています。微生物のはたらきやすい環境を整えるために、維持管理の3つの約束が必要です。

### ステッカー

- サイズ：縦100mm×横300mm
- 仕様：剥がせる形式
- 用途：県, 市町, 関係事業者等の施設, 車両に貼付



きれいな水を川や海に還すため、維持管理を正しく行いましょう。



## 懸垂幕

- 用 途：県庁舎に掲示
- 掲示時期：9～10月



27

## 9. 啓発の取組時期

### 10月の「浄化槽月間」から開始！

10月1日「浄化槽の日」<sup>※</sup>にちなみ、県では10月を浄化槽月間として、毎年、浄化槽に対する正しい知識などの普及啓発を実施しています。

共通の啓発素材を活用した10月からの啓発に御協力を  
をお願いします。  
また、浄化槽月間の終了後も、**継続した啓発の実施**  
をお願いします。

#### ※ 浄化槽の日とは

浄化槽法が平成60年10月1日に全面施行されたことを記念し、浄化槽の普及促進等を通じ、公共用水域の水質保全等に資することを目的として、昭和62年に厚生省、建設省、環境庁の主唱により10月1日を「浄化槽の日」と定め、全国で関連行事が開催されています。

28

# 10. 配布について

## ○配布物、部数

説明会終了後、10月初旬ごろに送付します。

	チラシ	リーフレット	ステッカー
保守点検業者	-	○	○
清掃業者	-	○	○
工事業者	○	-	-

## ○配布予定のない素材について

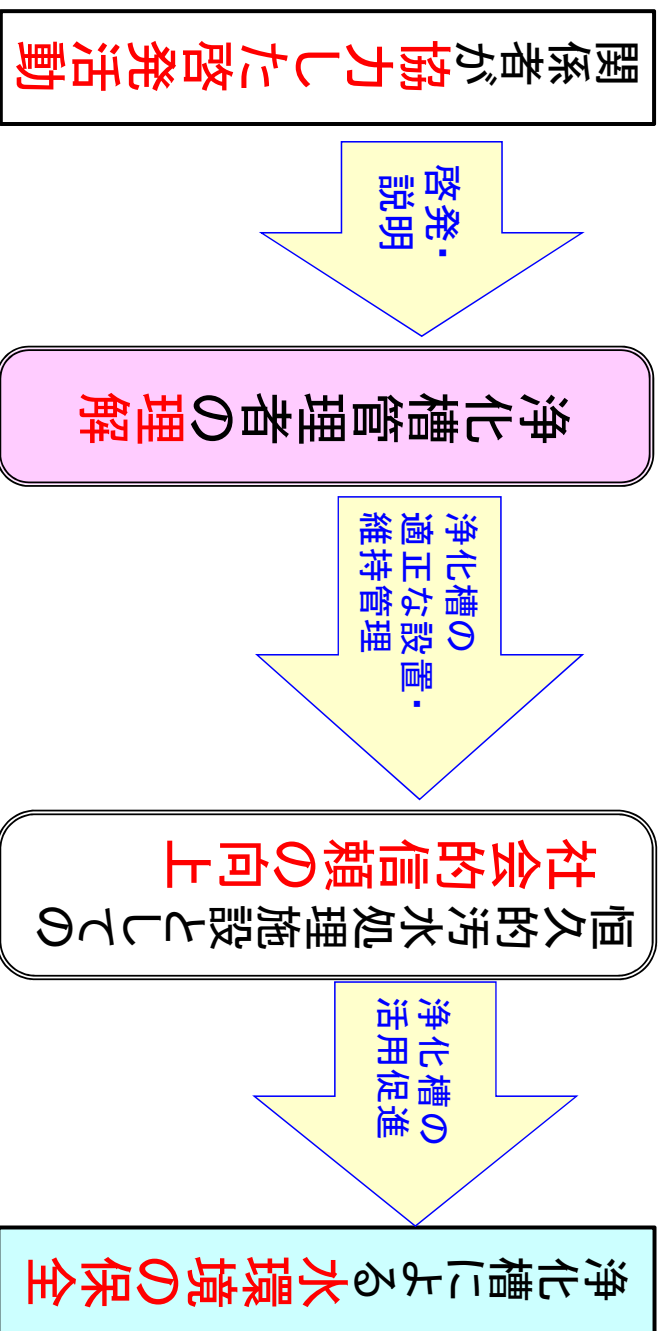
ポスターを含め上記3種類のうち配布予定のないものについて、掲示などに御協力いただける場合は、別途、送付しますので広島県環境県民局循環型社会課まで御連絡ください。



○連絡先  
 広島県環境県民局循環型社会課  
 一般廃棄物グループ  
 082-513-2958



## 11. 関係者の協力した啓発活動の効果



※ 継続した啓発活動への御協力をお願いします。

※ 浄化槽管理者の御意見等は、県・市町にアンケートバックをお願いします。



 広島県 環境県民局 循環型社会課